

しごと や とき てつづ ひつよう 仕事を辞めた時、どんな手続きが必要？

てつづ ひつよう どんな手続きが必要？

ぜいきん 〈税金〉

- ・ 所得税は、退職した年の年末に退職した会社から源泉徴収票を受け取り、自分で確定申告を行うか、再就職先で年末調整の際に源泉徴収票を提出します。
- ・ 住民税は、前年の所得に対して課せられるので、退職して収入がなくても住民税は支払わなければなりません。

★倒産や解雇で退職された方、失業や疾病等で所得が著しく減少した方は、住民税の納付を延長・猶予・減免できる場合があります。



こようほけん 〈雇用保険〉

- ・ 会社から退職票を受け取ったらハローワークに行き、失業給付の手続きをします。
- ・ 出産、介護、傷病等で退職して引き続き30日以上働けないときは、失業給付の受給期間の延長の手続きをします。

★雇用保険加入条件を満たしていたにもかかわらず、加入手続きがされていなかったときは、遡って加入できる場合があります。ハローワークに相談しましょう。



ねんきん 〈年金〉

- ・ 60歳未満の人は、退職日の翌日から14日以内に役所に行き、国民年金の加入手続きをします。また、扶養している配偶者がいる場合は、併せて手続きを行います。
- ・ 年金を請求できる年齢に達している人で、まだ老齢年金の請求をしていないときは、年金事務所で請求手続きをします。

★収入の減少や失業等により保険料を納めることが困難な場合には、申請手続きをすることによって、保険料の納付が免除や猶予になる場合があります（保険料免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度）。



健康保険

- 国民健康保険に加入する人は、加入していた保険者の資格を喪失した証明書を持参し、役所で手続きをします。
 - 健康保険に継続して加入したい人は、離職日の翌日から20日以内に入社して保険者（健康保険組合や協会けんぽ）に対して手続きをします。
 - 家族の健康保険の被扶養者となる場合は、家族が勤務する会社を通じて加入手続きを行います。
- ★災害、退職、廃業解雇(雇止め)等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。



ここに気をつけよう！

★後で困ることがないように！★

- 手続き毎に期限があるので、それぞれの期限を確認しましょう。
 - 保険料や税金の支払いは、納付する期限があるので期限までに支払しましょう。(保険料に支払いには時効はありません。)
 - 国民健康保険の保険料を納めなかった場合、保険証が使えなくなり全額自己負担になったり、財産を差し押さえられることがあります。
 - 国民年金の保険料を納めなかった場合、将来的な年金（老齢基礎年金）を受給することができなかつたり、障害や死亡した時の年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）が受けられなくなります。
- 支払いが困難な時こそ、放っておかず役所に相談してください。



くわ
詳しくはこちらへ

お住いの役所（税務課や収納課など）へ